

電子決済等代行業者との接続に係る基準

株式会社東和銀行（以下、「当行」）は、銀行法第五十二条の六十一の十一の定めに基づき、電子決済等代行業者と契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める基準を、以下のとおり公表します。

1. 接続先の適格性について

- （1）銀行法の定める電子決済等代行業者の登録拒否事由のいずれにも該当しないこと。
- （2）サービスを継続的に提供できる財務基盤を有し、運用態勢が適切に整備されていること。

2. 情報・セキュリティ管理態勢

- （1）セキュリティ管理に関する責任者を明確化し、責任の所在と対象範囲が明確であること。
- （2）セキュリティ管理ルールが適切に整備されていること。
- （3）セキュリティ管理態勢の周知・定着が図られていること。

3. 外部委託先管理

外部委託を行う場合、外部委託管理の態勢が適切に整備されていること。

4. 利用者保護管理態勢

- （1）お客様の被害拡大を未然に防止する態勢が適切に整備されていること。
- （2）お客様からの相談・照会・苦情等に迅速に対応する態勢が適切に整備されていること。
- （3）お客様への補償対応を行う態勢が適切に整備されていること。

5. コンピュータ設備管理

コンピュータ設備に係る情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること。

6. オフィス設備管理

オフィス設備に係る情報・セキュリティ管理の態勢が適切に整備されていること。

7. システム開発・運用管理

- （1）システム開発・運用管理の態勢が適切に整備されていること。
- （2）不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること。

8. サービスシステムのセキュリティ機能

- （1）セキュリティ対策の改善・見直し・高度化を図る態勢が整備されていること。
- （2）データの種類・内容に応じた管理策や漏洩対策が整備されていること。
- （3）不正アクセス時の被害を最小限に抑止する態勢が適切に整備されていること。

9. 法令遵守態勢・組織ガバナンス態勢

- (1) 法令及び諸規則を遵守するために必要な態勢が整備され、適切に運営されていること。
- (2) 電子決済等代行業者、その役員、主要株主、従業員等が、反社会的勢力に該当しないこと、又は反社会的勢力と関係を有さないこと。

10. その他

電子決済等代行業者及びそのグループ会社等の事業が当行のお客様に有益であり、当行の提供する銀行サービスの向上に資すると判断できること。

11. 留意事項

本方針は当行の判断により変更されることがあります。当行は、本基準を変更する場合、これを当行ホームページに公表するものとし、公表の際に当行が定める日からその変更内容が適用されるものとします。

以 上